

## V F M評価の理論的な背景に関する議論の整理（案）

## 1. V F Mの位置付け

（1）V F Mは効率性の議論であることを再認識すべきである。

- V F Mとは効率性の議論であり、必要性の議論ではない。必要性の議論は公共性原則、即ち、行政サービスとしてどうしても必要なのかという観点から、また、アフォーダビリティの観点から実施可能か否か等の観点から、V F Mの議論とは別異に行うべきもの。
- たとえば、民間発意のP F I案件において、民間提案だからアプリアリにV F Mがあるというのは誤りであり、V F M検証の実施は不可欠。加えて民間提案であっても、V F Mの議論とは別に必要性の議論を行うことが必要。また、必要性と効率性の議論を混同し、V F Mが出ないから事業そのものを中止するというのも、本来おかしい。
- さらに、V F Mの評価の必要条件として行うフィージビリティスタディの前に、「公共性原則」を充足するか否か、すなわち、そもそも公共事業として行うかどうかの過程をきっちりと踏む必要がある。具体的には、費用対効果分析、あるいは、行政評価上の効果分析を行う必要があり、このプロセスをかませることにより官庁会計において把握し得ない社会的コスト、複式簿記との関係における齟齬が明確になるのではないか。
- V F Mは、不確実な要素を含みうる前提のうえに組み立てられた合理的期待値であり、保証値や絶対値ではない。但し、公共施設等の管理者等は合理的なC o n f i d e n c eに基づき、一定の評価・判断をせざるを得ないことになる。このようなV F Mの位置付けにつき正確な理解をもって、自らが組み立てたV F Mについて説明責任を果たすことが求められる。

(2) VFMは単に計算すればよいというものではなく、評価の各段階において事業のスキームについて検討を深めつつ、改善を図るべきものである。

- VFMの評価とプロセス手順は密接にリンクする側面があり、単純にバラバラに定義できるものではないという複雑性を考慮し、プロセスのガイドラインとの関連をも考慮しつつ、内容の整理を図ることとする。当面はVFMの評価の必要条件としてのフィージビリティスタディの位置づけを明確にするといった、いわばプレアプレイザルについて、段階的評価の考え方を前提においた整理を行い、課題を抽出する。
- このような考え方で整理していく場合、現在行われている多くの導入可能性調査では、その重要性が十分に認識されておらず、意識、技術、予算等の問題により、指摘のような検討が困難であるという実態に目を向けるべき。この場合、テクニカルアドバイザーにきちっとコミットしてもらうことが必要であり、これらが実現するような予算が付くような強いメッセージを出していくべき。
- 実務的な整理を行う上でも、その前提として、このような理論的な背景の整理を行う必要がある。このような理論的な背景の整理の提示の仕方としては、当初のガイドラインの範囲に加えて、前後のプロセスとの関連を提示していくべきではないか。
- ハイウェイエージェンシーでは、VFMを高めるようなアプローチの中で、リスクワークショップをやって、リスクを明確化し、その結果VFMが高まっていくという考え方をとっている。VFMを高める過程が重要。
- このようにVFMの源泉について考えてみると、評価される時点も重要な論点となり、ポストアプレイザルについて検討していく必要がある。ただ、この場合、要求水準未達であれば、債務不履行となるものであり、何を基準としてポストアプレイザルを行うかにつき検討する必要がある。
- 税金を払う人と受益者が必ずしも一致しないという点に留意する必要がある。

## 【参考】

- 海外（英仏）でのVFMの位置づけ
  - 英では、VFMの考え方は変わってきており、現在では、バリューは、定量的な支払い（費用）のみでみるべきものでなく、定性的なものの評価も含んだ費用と質の最適な結合から生まれるとの考え方をとっている。
  - 仏では、事業を行うことについては、定性面を含む様々な要因で判断しているものであり、VFMはこれらの総合評価の一つの重要な指標としての位置付けで、英国程VFMには教条的ではない。
  - 英では、VFMの計算の意味については、PFIで行うかどうかの判断を行う基準としての役割に加え、VFMの計算を通じて、ライフサイクル全体の骨格について関係者のコンセンサスをまとめていくところ、また、このコンセンサスに従い、モニタリングを行うところにあるとされていると考えられる。
- いくつかの政令指定都市の定めたPFI実施方針には、国が定めたガイドラインにはない先駆的な考えを取り入れたものがあり、これらは、今回のVFM評価の検討を行うにあたり参考となる。
  - 一つは、VFMの評価をPFI事業選定のプロセスの流れの中でとらえ、一種の多段階評価を行っているものである。

具体的には、概算評価（暫定評価）、確定評価（特定事業評価）、確認評価の三つの段階に分けて順次評価を詳細化していくが、その際、各段階ごとにPFIではないルートとの比較を行うこととしているものがある。この場合、VFMの評価をプロセスの流れの中でとらえ、ガイドラインにない導入可能性調査をポジティブに位置付けている。
  - また、初期投資や総事業費等により、一定のスクリーニングを通ったものにつき、評価のプロセスを通す考え方、また、ロングリストからショートリストに絞り込む段階で第三者機関の関与、情報開示を行いながら、判断のプロセスをオープンにしながら行っていく考え方もある。

## 2 . V F Mの源泉

V F M評価に当たっては、V F Mの源泉は何かということを今一度明確に意識し、それらをどのように向上させていくのかについて議論していく必要がある。

- V F Mの源泉は何かということを、きっちりと把握する必要がある。V F Mの源泉の要素としては、現物の単価、サービスの単価、組み合わせのメリット、ライフサイクル、早期実施、リスク分担等が挙げられる。
- このうち、現物の単価、サービスの単価等は競争性が高まるにつれ、マーケットプライスに収斂していくこととなるので、今後ここにV F Mの源泉は求めにくくなると考えられる。むしろライフサイクル全体を民間にゆだねることが、V F Mの源泉の大きな要素ではないかと考えられる。いずれにしても、我々は、どこでV F Mが出るかということにつき整理し、今後のスキーム設計に役立てていく必要がある。
- 前回のまとめの「むしろライフサイクル全体を民間にゆだねることが、V F Mの源泉の大きな要素ではないかと言える」の具体的な内容を明らかに示していく必要があり、例えば、それが、取引費用、垂直的統合利益、リスクの適正なトランスファー等であることについて、論点のまとめで示していくべき。
- リスクに関し、ガイドラインでも記述が薄く公共側の認識も薄いという現状を踏まえて、V F Mの源泉とも関わる話なので、議論をしておく必要がある。